

東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日： 令和5年11月8日)

開催日及び場所		令和5年9月25日(月) 仙台合同庁舎A棟7階会議室		
委員		大泉 裕一(公認会計士・税理士) 小野寺 義象(弁護士) 佐藤 亮(ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和5年4月1日～令和5年6月30日		
審議対象案件		321件 うち、1者応札案件 94件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 6件		
抽出案件		6件 うち、1者応札案件 3件 (抽出率 1.8%) (抽出率 3.1%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 -%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	業務	一般競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	物品・役務等	一般競争	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約 (企画競争・公募)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約 (その他)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	(特記事項)		なし。	

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(詳細に記述すること。) 別紙のとおり。	(詳細に記述すること。) 別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし。 なし。	

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<工事編>	
(豊沢川農業水利事業 豊沢ダム監査廊内自動昇降施設工事)	
<p>東北農政局管内において、今後も農業用ダムの建設工事が行われる可能性はあるのか。</p> <p>また、工事を受注した会社はダム等の自動昇降施設工事において高度な技術を有しているのか。</p>	<p>農業用ダムについては、施設の老朽化等に伴う改修工事を行うこととしている。</p> <p>受注した会社は、主に傾斜地において自動昇降設備を設置した実績のある会社である。</p>
<p>ダム監査廊はダムの下を通り抜けるトンネルか。</p> <p>ダム監査廊内に自動昇降施設を左右2台設置して1億円とは割高のように思われるがどうか。</p> <p>本工事の工期は。</p> <p>工期に時間を要する理由は何か。</p> <p>説明の中で積雪が多いのでコストが掛かり増しになるという話があったが、設置工事について積雪がない時期にずらすことはできないのか。</p> <p>新設されたダムでは自動昇降施設は当初から設</p>	<p>然り。</p> <p>急傾斜走行することができ、勾配が変化しても床面は常に水平のまま走行できる特殊なものであり、妥当な金額と考える。</p> <p>令和5年5月18日から令和6年3月8日までである。</p> <p>設計に2か月程度を要し、その後、昇降機を工場で作製、現地での据え付けとなるため、約1年の工期が必要となる。</p> <p>単年度工事となるので、据付はどうしても2月、3月の積雪の厳しい時期と重なってしまう。</p> <p>この程度の規模の新設ダムであれば、通常設置</p>

<p>置されているのか。</p> <p>目視ではなくカメラ等により点検することはできないのか。</p> <p>作業員の高齢化への対応のため昇降施設を設置するという説明があったが、若い人が多い業者に依頼するという選択肢はないのか。</p>	<p>されている。</p> <p>計測地点をそれぞれ見て回るだけでなく、歩きながら途中の箇所に変状がないか確認することも重要であり、特定の場所だけ見ればよいということではない。</p> <p>新しい技術の導入について検討しているが、ダムは耐用年数が長く、ダム監査廊内は気温が低い、湿度が高いためセンサーが反応しなくなる場合もあることから、現状では目視が重要となっている。</p> <p>管理を受託する県職員等の高齢化という話もあるが、ダム監査廊の最大傾斜は45度程度あり、堤高も60mから70mあることから、例え若い人であっても1日に2往復するのは厳しい。</p> <p>規模の大きなダムにはエレベーターが設置されているところもあり、ダム管理の高度化という面からも設置を進めているところである。</p>
<p>(八郎潟農業水利事業 F2 幹線用水路除塵設備他製作据付工事)</p>	
<p>除塵設備についてレーキ式ではなくネット式を採用した理由は何か。</p> <p>用水路を開水路ではなくパイプラインにした理由は何か。</p>	<p>レーキ式の場合はスクリーンを通った後もほ場まで開水路で水を供給していたので、多少のゴミがあっても水を供給することができた。今回はパイプラインでほ場まで水を供給する計画で、水道と同じ仕組みにより水を供給するものであるため、途中でゴミが詰まってしまうと水の供給が止まってしまうことから、細かいゴミまで除去できるネット式の除塵機を採用した。</p> <p>水質改善のためである。八郎潟は八郎湖を干拓して作られた場所であり、防潮水門により淡水化している。その結果、八郎潟で使用した農業排水、八郎潟周辺のほ場や集落等の都市排水が八郎湖に</p>

<p>設置する除塵設備の大きさはどの程度か。 また、除塵機について 30mm 目で不具合があったので 5 mm のものを採用したのか。</p>	<p>流れ込んでくるため、水質悪化が非常に懸念されているところである。 パイプラインであれば必要な水量だけをほ場に供給でき、排水される量が減るので水質改善が期待されるため、八郎潟全体をパイプライン使用で計画しているところである。</p> <p>幅 3 m、高さ 9 m、大型トラック程度の大きさである。 パイプライン化に伴い細かいゴミの除去が必要になったため 5 mm のものとした。</p>
<p><測量・建設コンサルタント等業務編></p>	
<p>(和賀中央農業水利事業 下堰幹線用水路工事他 現場技術 (その 2) 業務)</p>	
<p>現場技術業務という補助的な業務において技術点を重要視する必要があるのか。 また、応札者 2 者の中で技術点が大きく違う理由は何か。</p> <p>仮に順位 2 番の業者しか応札しなかった場合でも技術的な面で問題はないのか。</p> <p>この業務においては、業務の特性として価格点よりも技術点に重点を置いたということか。</p>	<p>農業農村整備事業に精通していない場合、説明した内容の理解に時間を要するなど、効率的な業務遂行が困難になるおそれがあることから、補助的な部分業務であっても一定の技術力は必要であると考えます。</p> <p>また、技術点の差は、過去の同種業務の実績の有無や業務成績、技術者の継続的な技術力向上を図る取組等の評価によるものである。</p> <p>競争参加資格の要件は満たしており、業務を請け負う最低限の技術力は保持しているため問題はない。</p> <p>今回は、他社がより高い技術力を持っており、価格と技術力にそれぞれ点数をつけ総合点で評価した結果である。</p> <p>技術点と価格点の割合は 1 対 1 であり、必ずしも技術点に重点を置いたものではない。</p>

<p>技術点と価格点が満点とすると1対1の割合となるが、価格点が満点になることはないので、結果的に技術点に重点を置くことになるのではないか。</p> <p>その結果、新規事業者の参入は困難になるのではないか。これに関しては、農水省だけのルールではないかも知れないが。</p> <p>落札率が高い理由として人件費の高騰による影響はあるのか。</p>	<p>結果としてはそうなる。</p> <p>門戸を閉じている訳ではないが、参加経験の少ない業者にとってチャレンジが必要であるという点は否定できない。</p> <p>おっしゃるとおり総合評価落札方式の実施には財務大臣協議が必要であり、設計コンサルタント等業務については、国土交通大臣と財務大臣の間で協議した内容により各省間と包括的に協議が調ったものとして実施されている。</p> <p>市場における技術者の人件費を調査し、その結果を予定価格に反映したのとなっているため、人件費の高騰だけが落札率に影響しているとは考えていない。</p>
<p>(八郎潟農業水利事業 水質モニタリング調査業務)</p>	
<p>水質モニタリング調査は今回初めて実施するものか。</p> <p>水質モニタリング調査に実施期間はあるのか。継続的に行うものなのか。</p>	<p>然り。沈砂池造成後のモニタリング調査として、実施するものである。</p> <p>昨年度は水質モニタリング計画策定その他業務として水質モニタリング計画を策定するための業務を簡易公募型プロポーザル契約により発注し、(株)建設技術研究所が受注している。</p> <p>今後、モニタリングの場所や回数等について検討を行い、モニタリング計画案を補足し、来年度以</p>

<p>今年度受注した業者が来年度も受注することになるのか。</p>	<p>降、当該結果に基づいたモニタリング調査を行う予定としている。</p> <p>入札等の結果による。</p>
<p><物品・役務編></p>	
<p>(東北農政局地下倉庫における書庫等の解体搬出業務)</p>	
<p>入札執行調書における落札価格の考え方について説明願いたい。</p> <p>また、落札者と2番目以降の業者の応札額に大きな差がある理由は何か。</p> <p>入札は解体搬出業務と売払いを併せて行ったものか。</p> <p>保存していた書籍等の売払いもあるのか。それとも別の場所に移すのか。</p> <p>2月13日付け一般競争契約審査調書における解体搬出及び売払いに関する予算額と4月7日付け入札執行調書における解体搬出及び売払いの落札</p>	<p>落札価格は、解体搬出に係る費用から売払いによる収入分を差し引いた金額であり、それぞれの金額は入札執行調書記載のとおりである。</p> <p>また、応札金額の差については、工事・業務のような歩掛等の基準がないことから、入札事業者それぞれにおいて、必要となる作業員数やスクラップの搬入先、運搬に用いる車両の台数等の考え方に差異が生じたためと考える。</p> <p>然り。同じ事業者が実施することにより経費の節減が図られるため、予算の効率的執行の観点から併せて入札を実施した。</p> <p>なお、契約自体は支出原因契約と収入原因契約を別契約としている。</p> <p>庁舎耐震化工事に伴い解体撤去することとなった書庫等のスクラップの売払いのみであり、書籍等は現在使用していない庁舎や賃貸倉庫に移転している。</p> <p>審査調書に記載された予算額は当初予算措置した金額であり、市場取引価格を反映した実際の落札価格との間に差を生じたものである。</p>

<p>価格がかけ離れている理由は何か。</p>	
<p>(令和5年度東北農政局震災復興室庁舎清掃業務)</p>	
<p>日常清掃業務を週3回行う必要があるのか。</p> <p>庁舎清掃業務について年間経費が120万円、月にすると10万円程度の経費がかかっているが、庁舎の清掃面積はどの程度か。</p> <p>清掃業務の回数について統一的な基準は設けられているのか。</p>	<p>汚れの拭き取りや掃除機がけなどの日常的な清掃作業であり、一般的にみて週3回程度実施するのは妥当と考える。</p> <p>清掃面積は全体で約218㎡である。また、床洗いワックスがけについては約184㎡である。</p> <p>統一的な基準はなく、各々の庁舎の実情に応じ実施しているものと認識している。</p>